

尾張北部環境組合業務委託契約約款

(総 則)

第1条 委託者及び受託者は、契約書記載の業務に関し、契約書に定めるもののほか、この条項に基づき期間内に次の業務を履行しなければならない。

(業務内容)

第2条 委託者が受託者に委託する業務内容は、別紙仕様書による。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(一括再委託等の禁止)

第4条 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

(必要書類の提出義務)

第5条 受託者は、委託者が必要とする関係書類を求められたときは、速やかに提出しなければならない。

(委託業務の変更等)

第6条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。ただし、僅少な変更事項は契約金額の増減なく行うものとする。

(受託者の請求による委託期間の延長)

第7条 受託者は、天災その他やむを得ない理由により委託期間内に委託業務を完了することができないときは、委託者に対し遅滞なくその理由を付した書面をもって委託期間の延長を求めることができる。延長日数は委託者と受託者とが協議して書面により定める。

(検 査)

第8条 受託者は、委託業務が完了したときは、その旨を書面をもって委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行い、その結果を検査の日から7日以内に通知しなければならない。

(委託料の支払い)

第9条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは委託料の支払いを請求すること

ができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

第10条 受託者は、その責めに帰すべき理由により履行を遅延したときは、違約金を委託者に支払わなければならない。

- 2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ、未納部分相当額(1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。)に対し年14.6パーセントの割合で算出した額とする。ただし、違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しない。

(委託者の解除権)

第11条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者の責めに帰すべき理由により委託期間内又は委託期間経過後相当の期間内に委託業務を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反しその違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (4) 委託者が地方自治法第234条の2第1項の規定により行う監督又は検査に際し、その職務の執行を妨げたとき。

- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約が解除されたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(解除の通知)

第12条 委託者は、前条の規定によりこの契約を解除するときは、受託者あてに契約解除の通知を発して解除することができる。

(談合その他不正行為に係る解除)

第13条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため受託者に損害が生じても、委託者は、その責めを負わないものとする。

- (1) 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金

の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

（談合その他不正行為に係る賠償金の支払い）

第14条 受託者は、前条第1項各号のいずれかに該当したときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を委託者が指定する期限までに支払わなければならない。受託者がこの契約を履行した後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、委託者は、委託者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受託者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

（暴力団等排除に係る解除）

第15条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受託者に損害が生じても、委託者は、その責めを負わないものとする。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若

しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた委託者の損害の賠償を受託者に請求することができる。

(妨害等に対する報告義務等)

第16条 受託者は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）を受けた場合は、速やかに市へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 委託者は、受託者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、尾張北部環境組合の調達契約から排除する措置を講じることができる。

(秘密の保持)

第17条 受託者は、この契約に関し知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、業務を処理するにあたり個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(補 則)

第18条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。

